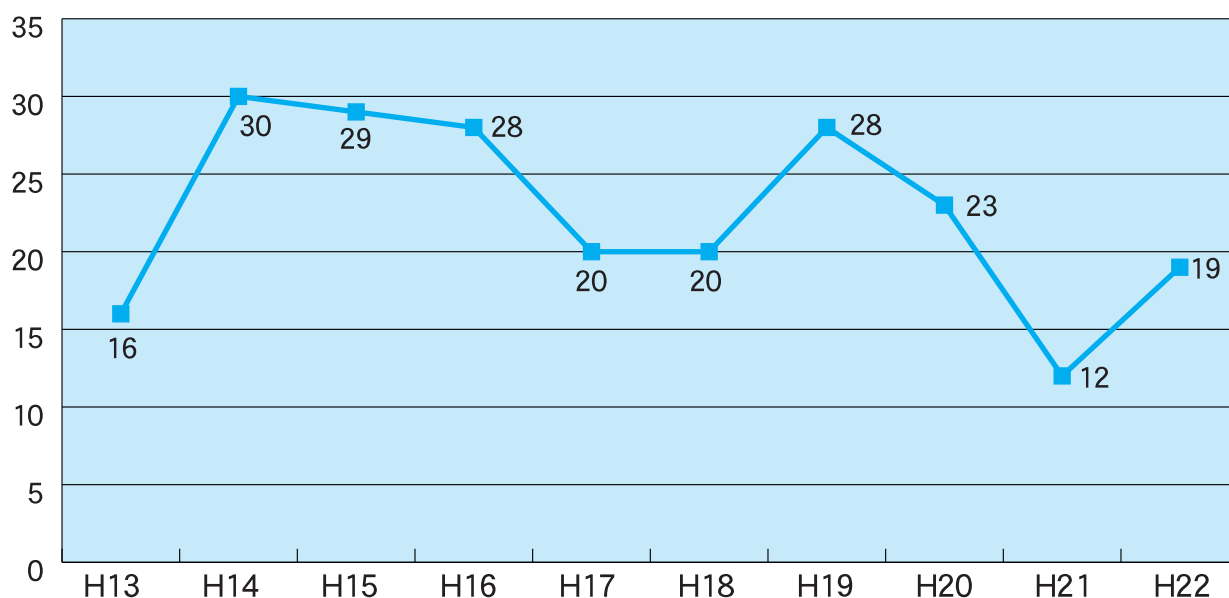


2 労働安全衛生法(昭和47・6・8法律第57号)

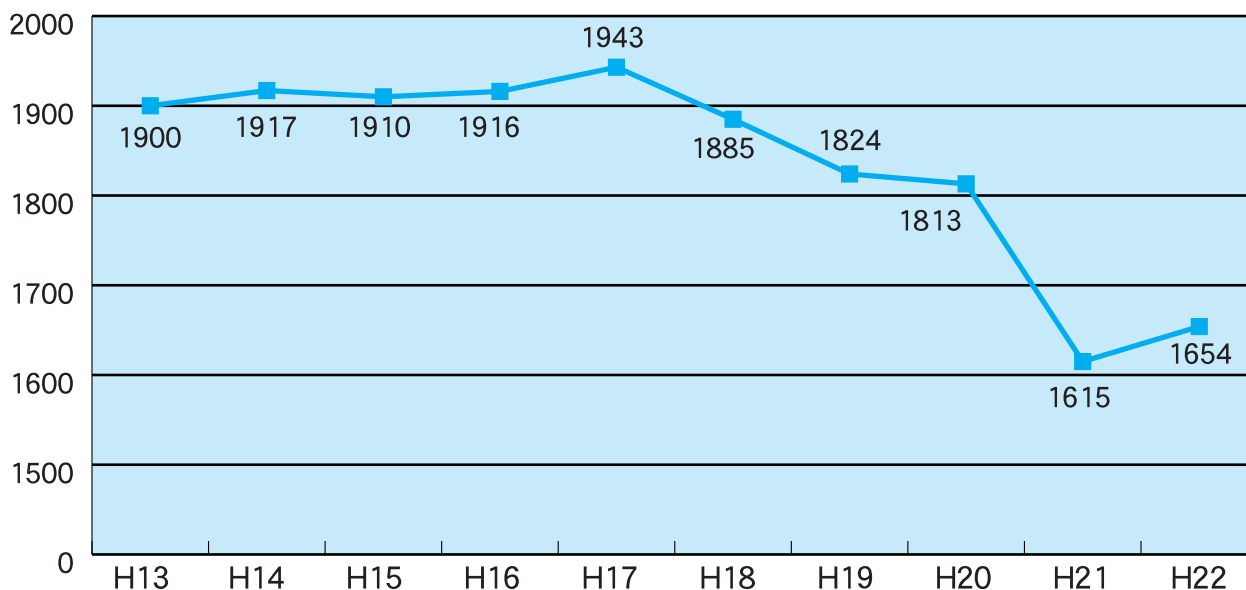
- 労働安全衛生法は労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的・計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的として制定されてます。

1 労働災害の発生状況（平成13年～平成22年）

鹿児島県の死亡災害発生件数



鹿児島県の死傷病災害発生件数（休業4日以上）



平成22年 業種別死傷災害発生状況（12月末）

鹿児島労働局

業 種	年	平成22年		平成21年		増減数	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全 産 業		1,654	19	1,549	12	105	7
鉱山保安法適用を除く		1,652	19	1,549	12	103	7
製 造 業		341	1	352	1	-11	0
食 料 品		197	1	178	1	19	0
木 材 ・ 木 製 品		25		32		-7	0
窯 業 ・ 土 石 製 品		17		22		-5	0
金 属 製 品		26		28		-2	0
機 械 器 具		29		35		-6	0
上記以外の製造業		47		57		-10	0
鉱 業		6	1	3	0	3	1
鉱山保安法適用事業		2		0		2	0
土 石 採 取 業		4	1	3		1	1
建 設 業		239	9	233	5	6	4
土 木 工 事 業		120	6	105	4	15	2
建 築 工 事 業		92	2	105	1	-13	1
その他の建設業		27	1	23		4	1
運 輸 交 通 業		194	3	185	1	9	2
貨 物 取 扱 業		17		21		-4	0
林 業		75		86	1	-11	-1
上 記 以 外 の 事 業		782	5	669	4	113	1
商 業		197	1	182	4	15	-3
保 健 衛 生 業		160		121		39	0
接 客 娛 楽 業		115		93		22	0
清 掃 ・ と 畜 業		48	1	61		-13	1
上記以外の事業		262	3	212		50	3

①死傷者数は、平成22年12月末までに発生した労働災害の被災者を本年2月7日締めで集計したものです。

②死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。

③死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

平成22年 死亡災害事例【平成22年12月31日現在】

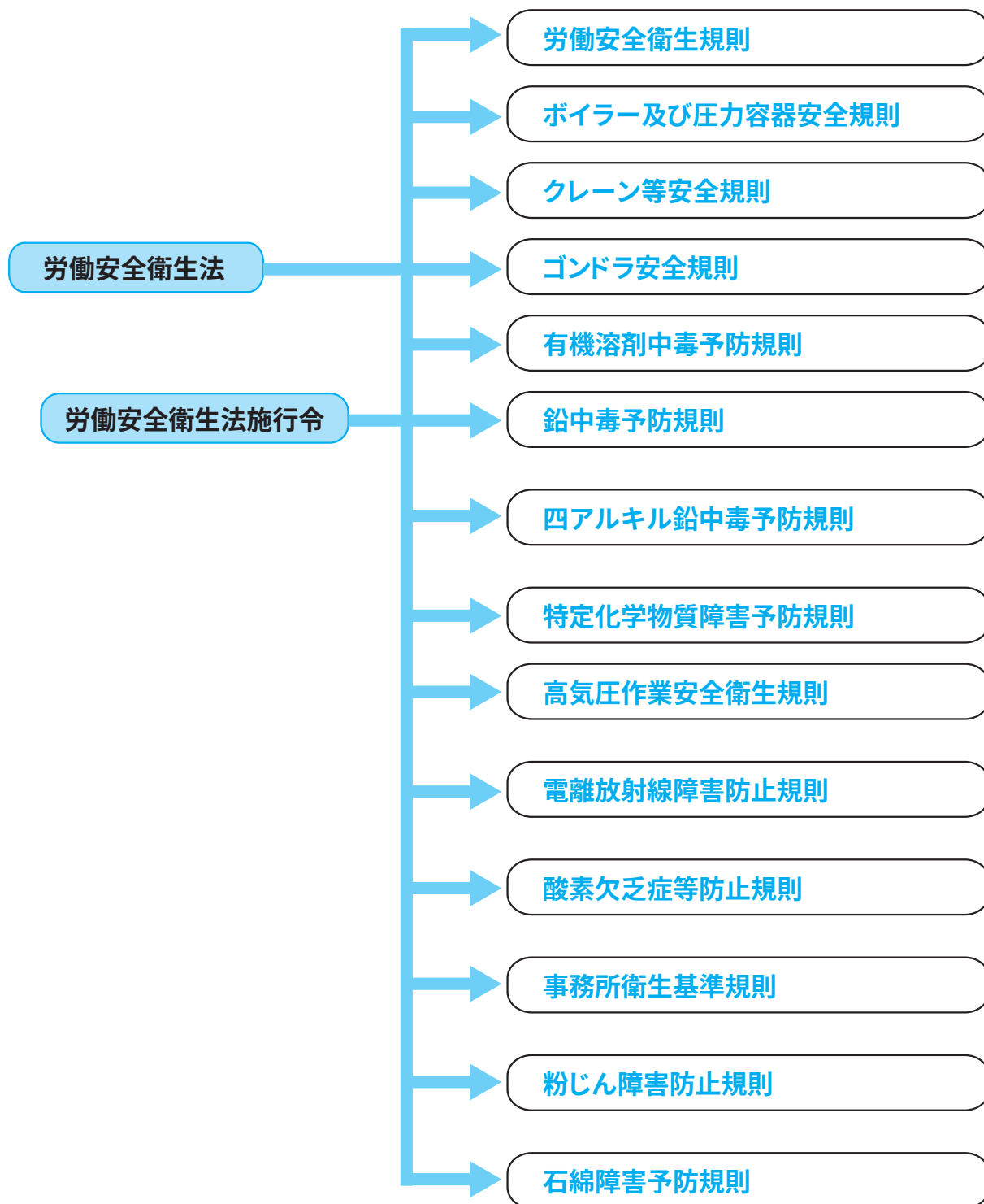
鹿児島労働局

番号	発 生 年 月 日	管轄署 (現地署)	業 種	職種	性別	年齢	事故の型	起因物	災害の概況（速報による）
1	1 月 5 日	鹿児島	一般貨物 自動車運送業	運転者	男	50	崩壊・倒壊	金属材料	トレーラーの荷台に鉄骨加工品（ビルの柱、1本500kg）を19本載せ、内5本を被災者を含む2名でワイヤーロープにて束ねていたところ崩壊し、荷台から5本とも落下した。被災者は鉄骨加工品が落下する前に自ら飛び降りたが逃げ切れずトレーラー横に仮置きされた鉄骨加工品と落下した鉄骨加工品の間に頭部を挟まれた。
2	1 月15日	鹿屋	警備業	警備員	男	30	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	道路建設工事のため一般車両の通行する国道（片側一車線）の片側車線箇所をカラーコーンで囲んだ現場内に、車線（桜島口から霧島市方向へ）を走行していた第三者の軽自動車が入り込み、車両誘導中の警備員2名がはねられ、内1名が死亡した。
3	1 月29日	川内	機械器具 設置工事業	技術者	男	29	高温・低温 の物との 接触	電力設備	電気室での母線停電作業において、被災者が受電用遮断機の端子にアースケーブルを取り付ける作業中、受電用遮断機からアークが噴出し、被災者が死亡し6人が負傷（火傷）した。
4	2 月15日	鹿児島	農業	運転者	男	67	激突され	乗用車、バス、 バイク	サトウキビ収集場所付近の道路上に、被災者がサイドブレーキをかけずエンジンをかけたまま車（ワンボックスの軽自動車）を止め、他の労働者に作業中止の連絡をするため車道を歩いていたところ、停めた車が動き出し被災者に激突した。
5	3 月 1 日	川内	農業保存食料品 製造業	製造工	男	55	はさまれ・ 巻き込まれ	コンベア	清掃作業終了後に1人でベルトコンベアの点検を行っていた被災者が、ベルトコンベアに左腕を巻き込まれ首を圧迫している状態で発見された。
6	3 月16日	川内	産業廃棄物 処理業	作業員	女	60	はさまれ・ 巻き込まれ	その他の 木材加工用機械	工場内で、鋸屑製造機に材料（木材）を送給する作業を1人で行っていた被災者が、同製造機の送給設備の駆動チェーンに左腕を巻き込まれた状態で発見された。
7	3 月27日	鹿児島	一般貨物 自動車運送業	運転者	男	46	交通事故 (道路)	トラック	福岡県から宮崎市に向けて宮崎自動車道を4トン冷蔵車で走行していたところ、前方の田野インター宮崎インター間のトンネル内で発生した横転事故のため、停車・渋滞状態となっていた後続車両の最後尾の10トントラックに追突した。
8	4 月29日	名瀬	採石業	作業員	男	60	墜落・転落	掘削用機械	ドラグショベルの修理を行っていた被災者が、運転席後ろの高さ約2,3mのカウンターウェイトの端から墜落した。
9	5 月13日	名瀬	その他の 土木工事業	作業員	男	58	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	道路の保全工事現場において、被災者が道路左側（路側帯）で打設した生コンを均していたところ、突っ込んできた自動車にはねられた。病院で入院加療中であったが、5月29日に死亡した。なお、被災者が作業を行っていた箇所はカラーコーンで区画されていた。
10	7 月 8 日	鹿児島	道路建設工事業	作業員	男	61	崩壊・倒壊	建築物、構築物	道路側溝整備工事のため、民家のコンクリート壁の下で、道路側溝部分の床掘作業を労働者5名で行っていたところ、コンクリート壁裏の土砂ごと長さ約10mにわたって崩れてコンクリート壁が倒壊し、労働者2名がコンクリート壁の下敷きとなった。
11	7 月 8 日	鹿児島	道路建設工事業	作業員	男	62	崩壊・倒壊	建築物、構築物	道路側溝整備工事のため、民家のコンクリート壁の下で、道路側溝部分の床掘作業を労働者5名で行っていたところ、コンクリート壁裏の土砂ごと長さ約10mにわたって崩れてコンクリート壁が倒壊し、労働者2名がコンクリート壁の下敷きとなった。

番号	発 生 年月日	管轄署 (現地署)	業 種	職種	性別	年齢	事故の型	起因物	災害の概況（速報による）
12	7月15日	鹿屋	その他の 土木工事	貨物自動車 運転者	男	59	はさまれ・ 巻き込まれ	トラック	工事用看板を設置するため道路脇に2tダンプを止めて作業中、停車していた同ダンプが動き出したことから被災者が同ダンプを止めようと車外からハンドルの操作をしたところ、体が同ダンプの下に入り、後輪で腹部等を轢かれた。なお、現場道路は4～6度の勾配がついていた。
13	7月22日	鹿児島	鉄骨・鉄筋 コンクリート造 家屋建築工事業	作業員	男	36	高温・低温 の物との 接触	高温・低温環境	増築工事現場において、外壁用のセメントボードに穴を開け、金具を取り付ける作業を屋外（気温約33度）で行っていた被災者が、体調が悪い旨を職長に申し出て、現場から約70m離れた散水用の蛇口付近で休憩を取ろうと座ったところ、そのまま仰向けに倒れ意識を失った。送先の病院において治療を受けていたが死亡した。
14	8月21日	鹿児島	鉄骨・鉄筋 コンクリート造 家屋建築工事業	作業員	男	33	飛来、落下	玉掛用具	地上14階地下1階建てビルの新築工事現場において、基礎杭打設用の立坑内の泥水置換に使用した泥水排出用鉄製パイプ（長さ約11メートル、直径15センチメートル、重量約175キログラム）1本をクローラークレーンで坑内から吊り上げ、同パイプの端を地面に接地させ並べようとした際に、同パイプを玉掛けたワイヤロープがフックから外れ、倒れてきた同パイプが被災者の頭部に当たった。
15	8月27日	川内	港湾海岸工事業	作業員	男	58	おぼれ	移動式クレーン	22時10分頃、宿泊施設になっている浮きクレーン（つり上げ荷重310トン）内の居室に被災者がいないことに気が付き探していたところ、海中に沈んでいる被災者を発見した。なお、同クレーンは強風を避けるため、漁港に停泊中であつた。
16	11月8日	川内	一般貨物 自動車運送業	運転者	男	28	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	荷物の配達のため、ワゴン車で片側一車線の国道を走行中、対向車線をはみ出してきたトラックと正面衝突した。
17	12月1日	加治木	道路建設工事業	作業員	男	26	はさまれ・ 巻き込まれ	その他の 建設用機械	アスファルトフィニッシャーのスクリューを動かしながら噴霧器で軽油（アスファルト材の固着を防止するためのもの）を吹き付けていた被災者が同スクリューに上半身を巻き込まれた状態で発見された。
18	12月21日	鹿屋	畜産業	作業員	男	63	火災	アーク溶接装置	屋内で柵を補修するために、被災者がアーク溶接装置（発電機と一体型）の発電機のスイッチを入れたところ、発電機より出火、火災となり焼死した。
19	12月22日	加治木	その他の卸売業	運転者	男	37	交通事故 (道路)	トラック	九州自動車道の下り登坂車線において、故障した被災者のトラックと救援にきた同僚のトラックの間に被災者が立っていたところ、別のトラックが救援のトラックに追突したため、故障したトラックとの間に挟まれて死亡した。

2 労働安全衛生法と関係法令

- 労働災害の防止は、労働安全衛生法を中心に、作業環境測定法、じん肺法などにに基づき実施されている。労働安全衛生法は、近年の労働災害の発生状況あるいは問題点等に対処するため、労働基準法の一部を発展させて昭和47年に新たに制定されました。

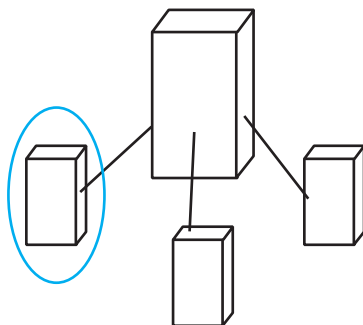


3 労働者の健康確保

- 労働者の健康を確保し快適な職場作りをするために、事業場の規模に応じて、産業医・衛生管理者等を選任し、これらのスタッフに労働衛生対策を進めるために必要十分な権限を与え、管理体制を整備しなくてはなりません。

(1) 事業場とは

企業全体ではなく、支店・営業所等、物理的・組織的にひとまとまりのところをいいます。



(2) 労働者を常時50人以上使用している事業場

- ア 産業医の選任（安衛法第13条・安衛則第13条）
- イ 衛生管理者の選任（安衛法第12条・安衛則第7条）
- ウ 産業医・衛生管理者の選任報告の届出（安衛法第100条）



(3) 労働者を常時10人以上50人未満使用している事業場

- ア 衛生推進者の選任（安衛法第12条の2）
- イ 衛生推進者の氏名の周知

衛生推進者
○○○○○

4 定期健康診断

- 事業者は① 常時使用する労働者を雇入れる際、② 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は6か月ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。

雇入れ時健康診断

（安衛法第66条、安衛則第43条）

診断項目

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力、聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 尿中の糖及び蛋白の有無の調査
- ⑦ 貧血検査
- ⑧ 肝機能検査
（GOT、GPT、 γ -GTP）
- ⑨ 血中脂質検査
（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）
- ⑩ 血糖検査
- ⑪ 心電図検査

※ 原則として検査項目の省略は認められないが、医師による健康診断を受けてから3か月以内の者が、その結果を証明する書類を提出した場合には、その項目は省略できる。

定期健康診断

（安衛法第66条、安衛則第44条、45条）

診断項目

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力、聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 尿中の糖及び蛋白の有無の調査
- ⑦ 貧血検査
- ⑧ 肝機能検査
（GOT、GPT、 γ -GTP）
- ⑨ 血中脂質検査
（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）
- ⑩ 血糖検査
- ⑪ 心電図検査

※ 医師が必要でないと認めるときに省略できる項目は、身長検査（20歳以上の者）、腹囲検査（40歳未満（35歳を除く。）など）、聴力検査（45歳未満（35歳、40歳を除く。）で他の方法でも可）など。

結果の通知

所見がある労働者については、健康を保持するための必要な措置について、3か月以内に医師又は、歯科医師（産業医の選任義務がある事業場は産業医）の意見を聞き、その内容を健康診断個人票に記載しなければならない。

- 労働安全衛生に基づく定期健康診断における胸部エックス線検査等に関する規定が平成22年4月1日より改正されました。
- 胸部エックス線検査については、従来、原則すべての方に実施が義務付けられていましたが、下記のとおり、見直しを行いました。

胸部エックス線検査の対象者の見直し

- 40歳以上の方
 - 全員に実施
- 40歳未満の方
 - 以下のア～ウ以外の方で、医師が必要でないと認めるときは、省略することができます。
 - ア 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の方
 - イ 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働かれている方
 - ウ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている方

働く方の健康確保のため、改正内容に基づき、健康診断を適切に実施しましょう。

改正の内容

1. 定期健康診断の項目に関する省略基準の改正

（労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準）

① 胸部エックス線検査の省略基準を新設

40歳未満の労働者で、次の(1)～(3)のいずれにも該当しない方については、医師が必要でないと認める^{注)}ときは、胸部エックス線検査を省略することができます。

- (1) 20歳、25歳、30歳及び35歳の労働者
- (2) 感染症法で結核に係る定期健康診断の対象とされている施設等の労働者^{*1}

※1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）

第12条第1項第1号に掲げる者（具体的には、学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は特定の社会福祉施設において業務に従事する者）

- (3) じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者^{*2}

※2 じん肺法（昭和35年法律第30号）第8条第1項第1号又は第3号に掲げる者（具体的には、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理1のもの又は常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理2である労働者）

（注）「医師が必要でないと認める」とは、胸部エックス線検査にあつては、呼吸器疾患等に係る自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、胸部エックス線検査の省略については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意してください。

② ^{かくたん}喀痰検査の省略基準を改正

従来の省略基準^{*3}に加え、上記①の胸部エックス線検査の省略基準を追加しました。

また、喀痰検査の趣旨・目的※⁴を踏まえ、胸部エックス線検査を省略された方は、喀痰検査も省略されることとなります。

※3 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者

※4 肺結核の確定診断のために、結核菌が検出されるか否かを確認

2. 定期健康診断の特例の廃止（旧労働安全衛生規則第44条第2項）

満17歳又は満18歳の労働者で、前年度等の雇入時の健康診断で結核に関して要観察者とされなかった場合、胸部エックス線検査及び喀痰検査を行わないこととされていた規定を廃止しました。

（40歳未満の労働者については、個々に、上記1より胸部エックス線検査等の実施を判断することとなります。）

5 各種報告

○ 所轄の労働基準監督署に報告する。

(1) 労働災害が発生したら

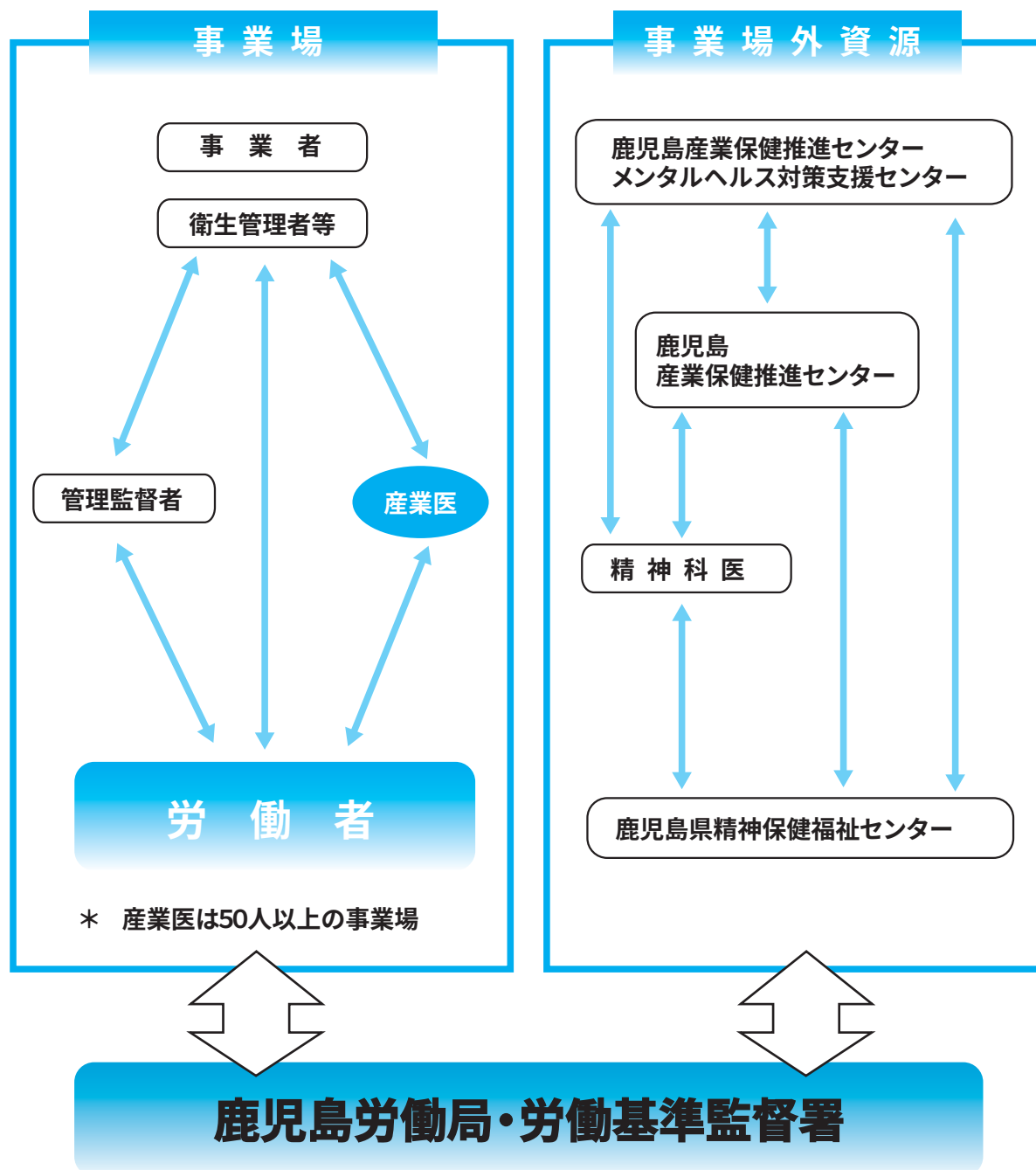
負傷等（4日未満の休業、不休を除く。）	4半期に一度報告。労働者死傷病報告（安衛則様式第24号）にて所轄労働基準監督署へ
負傷等（4日以上休業）	労働者死傷病報告書（安衛則様式第23号）にて所轄労働基準監督署へ遅滞なく報告
死亡	労働者死傷病報告（安衛則様式第23号）にて所轄労働基準監督署へ遅滞なく報告

(2) 主な報告様式

		報告用紙	注意事項
衛生管理者		安衛則様式第3号	衛生管理者免許の写しを添付
産業医			医師免許の写し及び産業医資格を証明するものの写しを添付
総括安全衛生管理者			
安全管理者			
定期健康診断		安衛則様式第6号	
労働者死傷病報告	4日以上休業	安衛則様式第23号	
	4日未満休業	安衛則様式第24号	4半期に一度報告

6 働く人のメンタルヘルスネットワーク

- 心の悩みは周りに相談することが大切です。
働く人のメンタルヘルスをネットワークで支えていきましょう。



- 労働者のメンタルヘルスに関して、事業場及び労働者と関係機関・団体、精神科医との相談・指導及び連携体制を構築します。
- 労働者のメンタルヘルスに関する相談は、相談者の個人情報とプライバシーの保護に十分な配慮をします。

産業医を選任している事業場

【産業医等と鹿児島産業保健推進センター、精神科医等との連携】

産業医を選任していない事業場

【地域産業保健センターの活用、鹿児島産業保健推進センター、精神科医等との連携】

その他の相談機関（事業場外資源）等

【相談への対応、労働者本人の同意による事業場、関係機関との連携】

メンタルヘルスの相談機関等

各地域産業保健センター

センター名	所在地	T E L
鹿児島地域産業保健センター	鹿児島市加治屋町 3 - 10	099 - 226 - 3801
北薩地域産業保健センター	薩摩川内市大小路町70-26	0996 - 23 - 4612
鹿屋・肝属地域産業保健センター	鹿屋市西原 3 - 7 - 39	0994 - 40 - 5441
始良・伊佐地域産業保健センター	霧島市隼人町内山田 1 - 6 - 62	0995 - 42 - 9913
南薩地域産業保健センター	南さつま市加世田村原 1 - 3 - 13	0993 - 53 - 6062
曾於地域産業保健センター	曾於市大隅町月野894	099 - 482 - 0234
大島郡地域産業保健センター	奄美市名瀬塩浜町 3 - 10	0997 - 53 - 1993

* 個別相談窓口の開設日については、各センターにご照会下さい。

鹿児島産業保健推進センター

【所在地】 鹿児島市上之園町25-1 中央ビル 4階

【T E L】 099-252-8002 【F A X】 099-252-8003

【E-mail】 info@sanpo-kagoshima.jp

メンタルヘルス対策支援センター

【T E L】 099-802-1695 【F A X】 099-802-1695

【E-mail】 mental-kagoshima46@izm.bbq.jp /

【利用時間等】 午前9時～午後5時（土、日曜日・祝祭日・年末年始休日を除く）

鹿児島県精神保健福祉センター

【所在地】 鹿児島市郡元三丁目3番5号

【TEL】 099-255-0617 【FAX】 099-255-0636

【E-mail】 kagomhwc@pref.kagoshima.lg.jp

電話相談		月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで		
各種相談	一般相談	(新規)	毎週 木曜日 (要予約)	受付: 午前9時から午前11時まで
		(再来)	毎週 月曜日	
	思春期相談		毎週 水曜日 (要予約)	受付: 午前9時から午前11時まで
	薬物相談		毎月 第3木曜日	受付: 午後2時から午後3時まで

* 一般相談は、アルコールやギャンブルなど依存症関連を含む。

県内の精神科病院・クリニック等の医療機関

ネットワーク参加の精神科病院・クリニック等の医療機関は、末尾名簿のとおり

鹿児島労働局及び各労働基準監督署

鹿児島労働局 健康安全課	鹿児島市山下町13-21	099-223-8279
鹿児島労働基準監督署 安全衛生課	鹿児島市薬師1丁目6-3	099-214-9175
川内労働基準監督署 安全衛生課	薩摩川内市若葉町4-24	0996-22-3225
鹿屋労働基準監督署 安全衛生課	鹿屋市西原4-5-1	0994-43-3385
加治木労働基準監督署 安全衛生課	加治木町新富町98-6	0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 労災・安衛課	奄美市名瀬長浜町1-1	0997-52-0574

鹿児島いのちの電話

【相談電話】 099-250-7000 (年中無休・24時間受付)

メンタルヘルスキアの基本的考え方

- ① 「心の健康づくり計画」の策定
- ② 関係者に対する教育研修・情報提供
- ③ 「4つのケア」の効果的な推進
- ④ 職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、職場復帰のための支援

4つのメンタルヘルスキア

① セルフケア

労働者は、ストレスや心の健康について理解し、自らストレスや心の健康状態について認識し、正しく対処できるようにしましょう。

事業者は、セルフケアに関する教育研修、情報提供を行い、心の健康に関する理解の普及を図るとともに、相談体制の整備を図りましょう。

② ラインによるケア

管理監督者は、心の健康に関して職場環境等の把握と改善を行い、労働者からの相談に対応するとともに、産業保健スタッフ等と連携を図りましょう。

事業者は、管理監督者に「ラインによるケア」に関する教育研修や情報提供を行いましょう。

③ 事業場内産業保健スタッフ等によるケア

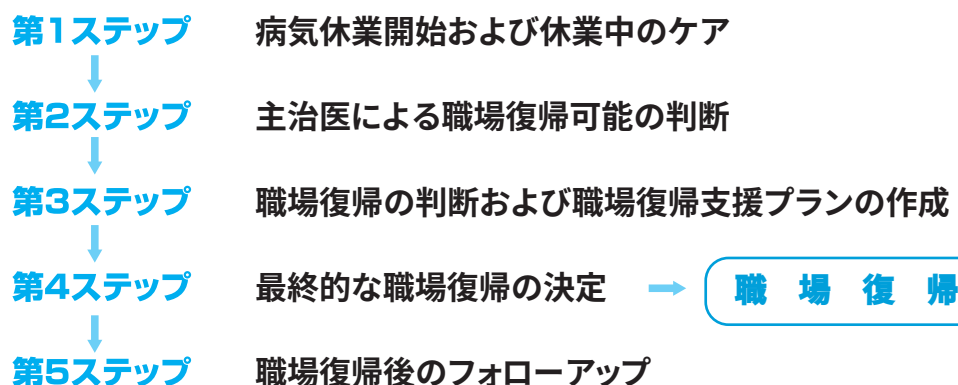
事業場内産業保健スタッフ等は、労働者及び管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画の企画立案と実施など、メンタルヘルスキアの実施について中心的な役割を担います。そのためにも、必要に応じて外部相談機関等との連携を図ることも重要です。

事業者は、産業保健スタッフ等に対し、教育研修、知識修得等の機会の提供や方針を明示しましょう。また、労働者の自発的相談を受けられることができる制度及び体制を整備するとともに、事業場内メンタルヘルス推進担当者を選任し、一定規模以上の事業場にあっては、心の健康づくり専門スタッフや保健師等を確保し活用しましょう。

④ 事業場外資源によるケア

事業場外の相談機関や専門家による情報提供や助言等の支援サービスを受けられるようにして労働者からの相談に活用することが必要です。

心の健康問題で休業した労働者の職場復帰支援の流れ



労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

このチェックリストは、労働者の仕事による疲労蓄積を、自覚症状と勤務状況から判定するものです。

1 最近1カ月間の自覚症状について 【該当欄にレ点】

症 状		殆んどない 【0点】	時々ある 【1点】	よくある 【3点】
1	イライラする			
2	不安だ			
3	落ち着かない			
4	ゆううつだ			
5	よく眠れない			
6	体の調子が悪い			
7	物事に集中できない			
8	することに間違いが多い			
9	工作中、強い眠気に襲われる			
10	やる気が出ない			
11	へとへとだ（運動後を除く）			
12	朝起きた時、ぐったりした疲れを感じる			
13	以前と比べて疲れやすい			

【該当する症状の点数を合計してください】

合計

点

I	0～4点	II	5～10点	III	11～20点	IV	21点以上
---	------	----	-------	-----	--------	----	-------

2 最近1カ月の勤務状況について 【該当欄にレ点】

勤務状況		0点	1点	3点
1	1カ月の勤務外労働	ない又は適当	多い	非常に多い
2	不規則な勤務 (予定の変更、突然の仕事)	少ない	多い	—
3	出張に伴う負担 (頻度・拘束時間・時差など)	ない又は小さい	大きい	—
4	深夜勤務に伴う負担 (★1)	ない又は小さい	大きい	非常に大きい
5	休憩・仮眠の時間及び施設	適切である	不適切である	—
6	仕事についての精神的負担	小さい	大きい	非常に大きい
7	仕事についての身体的負担 (★2)	小さい	大きい	非常に大きい

★1：深夜勤務（午後10時～午前5時）の頻度や時間数などから総合的に判断してください。

★2：肉体的作業や、寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担

【該当する症状の点数を合計してください】

合計

点

A	0点	B	1～2点	C	3～5点	D	6点以上
---	----	---	------	---	------	---	------

3 次の表で、あなたの仕事による負担度の点数（0～7点）を求めてください。

【糖尿病や高血圧等の疾病がある方は、判定が正しく行われない可能性があります。】

		勤務状況			
		A	B	C	D
自覚症状	I	0	0	2	4
	II	0	1	3	5
	III	0	2	4	6
	IV	1	3	5	7

☆あなたの仕事による負担度の点数は

点

判定	点数	仕事による負担度
	0～1	低いと考えられる
	2～3	やや高いと考えられる
	4～5	高いと考えられる
	6～7	非常に高いと考えられる